

⑳ 介護保険料仮徴収額の「平準化」を行う方に通知書を送付します

問 高齢福祉課(内線 170) 笠間支所福祉課(内線 72134) 岩間支所福祉課(内線 73172)

今年度分の介護保険料特別徴収額(仮徴収)の金額については、介護保険料額決定通知書兼特別徴収(年金天引き)通知書等で通知していますが、仮徴収額と本徴収額の差が大きくなる方には、金額が均等になるよう仮徴収金額を変更(平準化)します。なお、対象者には「介護保険料(仮徴収)額変更通知書」で通知します。

○平準化とは？

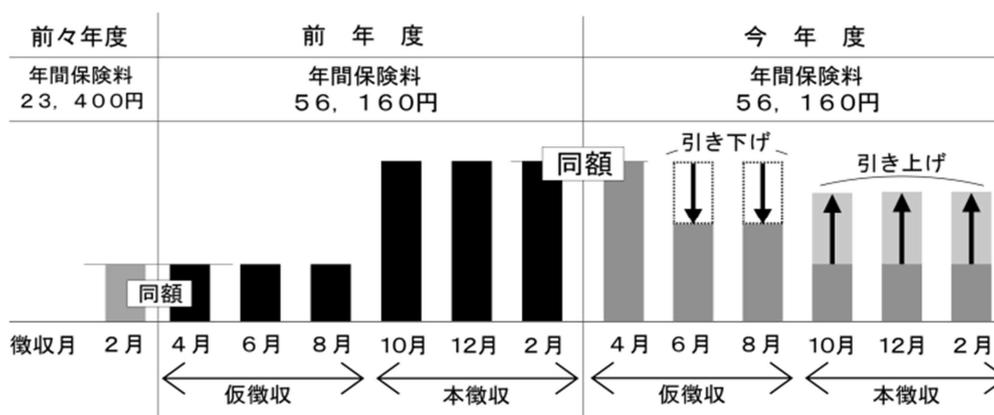
介護保険料の特別徴収(年金からの天引き)は、4月・6月・8月に「仮徴収」、10月・12月・翌年2月に「本徴収」として納めていただいています。このうち仮徴収額は原則として前年度2月の特別徴収額と同額になります。

しかし、年間保険料が変更になると、仮徴収額と本徴収額の差が大きくなる場合があります。そのままの額で翌年度も仮徴収を行うと、その後年間保険料が変わらなくても天引き額の偏った状態が継続します。

そこで、6・8月の徴収額を変更し、仮徴収額と本徴収額がなるべく均等になるように調整することを「平準化」といいます。

○介護保険料(仮徴収)額変更通知送付予定日 5月31日

平準化のイメージ (例：年間保険料額 23,400円⇒56,160円の変動があった場合)



平準化実施前

徴収月	仮徴収額			本徴収額			年間保険料
	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
天引き額(円)	14,800	14,800	14,800	3,960	3,900	3,900	56,160
計	44,400			11,760			

平準化実施後

徴収月	仮徴収額			本徴収額			年間保険料
	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
天引き額(円)	14,800	6,640	6,640	9,480	9,300	9,300	56,160
計	28,080			28,080			

※上記の金額はあくまでも一例です。

※平準化を実施した方でも、本徴収額決定後、再度天引き額の調整が行われる場合があります。

※令和3年度は年間保険料額が変わります。

